

上山市議会会議録

第 5 2 8 回定例会

本会議最終日

(令和 4 年 1 2 月 1 4 日)

令和4年12月14日（水曜日） 午前10時 開議

議事日程第3号

令和4年12月14日（水曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第57号 上山市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 2 議第58号 上山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第59号 上山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 4 議第61号 上山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第62号 上山市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 6 議第65号 上山市蔵王坊平総合交流促進施設、蔵王グリーングラウンド及び蔵王高原坊平クロスカントリーコースの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第66号 蔵王猿倉イベントパークの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第67号 上山市体育文化センター、市民総合運動広場、南部体育館、市民多目的運動広場、市民テニスコート、中山体育館、中山運動広場、上山市生涯学習センター及び上山南部地区農業者等トレーニングセンターの指定管理者の指定について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 9 議第56号 上山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第60号 上山市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第63号 上山市総合子どもセンター「めんごりあ」の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第64号 上山市立上山城の指定管理者の指定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第13 議第54号 令和4年度上山市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 議第55号 令和4年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）

（閉会中継続審査申出）

日程第 15 請願第 1 号の継続審査の申し出について

日程第 16 請願第 2 号の継続審査の申し出について

日程第 17 請願第 4 号の継続審査の申し出について

(追加議案)

日程第 18 議第 68 号 上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 議第 69 号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 議第 70 号 上山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21 議第 71 号 令和 4 年度上山市一般会計補正予算（第 9 号）

(閉 会)

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 12 まで

議会案第 3 号 議第 64 号議案「上山市立上山城の指定管理者の指定について」に対する附帯決議について

日程第 13 から日程第 21 まで

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15 人）

1 番	長	澤	長右衛門	議員	2 番	石	山	正	明	議員		
3 番	佐	藤	光 義	議員	4 番	守	岡		等	議員		
5 番	高	橋	要 市	議員	6 番	棚	井	裕	一	議員		
7 番	谷	江	正 照	議員	8 番	尾	形	み	ち	子	議員	
9 番	川	口		豊	議員	10 番	中	川	と	み	子	議員
11 番	神	保	光 一	議員	12 番	枝	松	直	樹	議員		
13 番	川	崎	朋 巳	議員	14 番	高	橋	義	明	議員		
15 番	大	沢	芳 朋	議員								

欠席議員（0 人）

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長	山 本 幸 靖 副 市 長
菊 地 智 博 庶 務 課 副 主 幹	富 士 英 樹 市 政 戦 略 課 長
鈴 木 英 夫 財 政 課 長	前 田 豊 孝 税 務 課 長
佐 藤 毅 市 民 生 活 課 長	鈴 木 直 美 健 康 推 進 課 長
鏡 裕 一 福 祉 課 長	大 澤 泰 雄 子 ども 子 育 て 課 長
佐 藤 和 明 商 工 課 副 主 幹	安 田 紀 之 観 光 ・ ブ ラ ン ド 推 進 課 長
漆 山 徹 農 林 夢 づ くり 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	横 戸 利 平 建 設 課 長
須 貝 信 亮 上 下 水 道 課 長	武 田 浩 会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
黒 田 彰 久 消 防 長	横 戸 隆 教 育 委 員 会 長
土 屋 光 博 教 育 委 員 会 長	塚 原 洋 樹 教 育 委 員 会 長
高 橋 秀 典 教 育 委 員 会 長	舟 越 信 弘 教 育 委 員 会 長
板 垣 郁 子 選 挙 管 理 委 員 会 長	花 谷 和 男 農 業 委 員 会 長
大 和 啓 監 査 委 員	鈴 木 淳 子 監 査 委 員 長

事 務 局 職 員 出 席 者

金 沢 直 之 事 務 局 長	鈴 木 淳 一 副 主 幹
伊 藤 寛 人 主 査	齋 藤 理 恵 主 任

開 議

す。

○長澤長右衛門議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きま

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委

員長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る１２月１２日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第３号について協議いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

次に、請願３件について、所管の常任委員長から閉会中の継続審査の申出があるため、これを議決することにいたしました。

最後に、追加議案であります。市長提案の議案４件については、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することとし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

日程第１ 議第５７号 上山市個人

## 情報の保護に関する法律 施行条例の制定について 外７件

（総務文教常任委員長報告）

○長澤長右衛門議長 日程第１、議第５７号から日程第８、議第６７号までの計８件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一総務文教常任委員長 登壇〕

○棚井裕一総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案８件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議第５７号上山市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されることに伴い、必要な事項を定めるため提案されたものであります。

その内容は、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に法の規定が適用されることから、これまで個人情報の取扱い等について独自に定めていた上山市個人情報保護条例の全部を改正し、法において各自治体が独自で規定することが許容される事項として、個人情報取扱事務の登録、開示請求の決定までの期限、開示請求の特例で口頭の申請により、個人情報を開示することや、開示等請求に関する手数料などについて定めるほか、これまで条例において定めていた公益上の必要があり、個人情報を本人以外から収集することなどについて、上山市個人情報保護運営審議会に諮問しているものを、法の適用により審議会への諮問はせず、国

のガイドラインで示されたものに限り行うことができるものとするものであります。

このほか、上山市個人情報公開条例について、引用条項等の整理及び文言の削除を行うもので、令和5年4月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、開示請求の特例である口頭の申請方法について、身分証の提示での確認により個人情報を開示するものなのかただしたところ、これまでと同様、顔写真つきの証明書で本人確認を行い、開示するものであるとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号上山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げに関する必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、職員の定年を年齢60年から65年に改正するもので、経過措置として令和5年4月1日から令和7年3月31日までは61年、令和7年4月1日から令和9年3月31日までは62年、令和9年4月1日から令和11年3月31日までは63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64年と、段階的に引き上げるものであります。

また、管理監督職勤務上限年齢制を導入し、その上限年齢を60年とするものであります。さらに、60年以後に退職した職員を本人の希望で短時間勤務の職に再任用する定年前再任用短時間勤務制を追加するほか、情報の提供及び勤務の意思の確認規定を追加するものであります。

このほか、必要な条文の整理等を行うもので、

令和5年4月1日から施行するものであります。が、施行日の前日までの間に令和5年度中に60年に達する職員に対し、情報の提供及び勤務の意思の確認をするよう努めるものとの規定は公布の日から施行するものであります。

また、定年退職者等の再任用に関する経過措置についてであります。が、定年引上げ期間においては65年まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を実施するものであります。

このほか、上山市職員の再任用に関する条例を廃止するとともに、上山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、上山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、上山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、上山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、上山市職員の育児休業等に関する条例、上山市一般職の職員の給与に関する条例については、それぞれ引用条項等の改正や文言の整理等を行うものであります。

なお、上山市一般職の職員の給与に関する条例附則において、定年引上げ後の給与については、当分の間60年に達した日後最初の4月1日以後、その前日に受けていた給料月額7割水準とするものであり、役職定年制の適用を受ける職員については、新たに格付された給料月額7割水準の額を基礎額とし、60年に達した日後最初の4月1日の前日に受けていた給料月額7割水準との差額を調整額とし、基礎額と調整額の合計を給料月額として支給すると定めるものであるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号上山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、または旅館業の用に供する設備の取得等をした者に対し、固定資産税の課税免除を行うため提案されたものであります。

その内容は、本市が過疎地域に指定されたことに伴い、振興すべきと定められた製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業を営み、青色申告書を提出する個人事業主または法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に業種の資本規模に応じて、投資額がそれぞれ500万円以上から2,000万円以上までの取得、製造、建設した建物・附属設備、償却資産、土地について、課税初年度から3年間、固定資産税を課税免除するもので、公布の日から施行するとの説明であります。

委員会では、ワインの郷として本市で振興しているワイナリーは対象となるのかただしたところ、主に本市産のワイン用ブドウで製造するワイナリーは対象となるとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号上山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、少子高齢化や人口減少等の社会情勢変化に伴い、消防団組織の再編成及び団員の処遇改善を行うため提案されたものであります。

その内容は、災害のみに従事する機能別消防団員を廃止するとともに、消防団員の定数を791人から603人とするほか、年額報酬を団長は10万4,000円から12万7,000円に、副団長は6万6,000円から9万6,000円に、分団長は4万5,000円から5万円に、副分団長は3万7,000円から4万5,000円に、部長は3万1,000円から

3万9,000円に、班長は2万4,000円から3万8,000円に、団員は1万7,000円から3万6,500円にそれぞれ引き上げるものであります。

また、これまでの出勤手当を出動報酬・災害に、訓練手当、警戒手当を出動報酬・災害以外に改めるとともに、その額を災害は2時間まで2,000円、2時間を超え4時間まで4,000円、4時間を超え8時間まで8,000円に、災害以外は2,000円に改定するほか、必要な条文や字句の整理及び文言の削除を行うもので、令和5年4月1日から施行するとの説明であります。

委員会では、年額報酬の増額について、本市独自の上乗せはあるのかただしたところ、国で定めている基準や東南村山管内の状況を踏まえたものであるとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号上山市過疎地域持続的発展計画について申し上げます。

本件は、過疎地域持続的発展市町村計画の策定に関し、上山市過疎地域持続的発展計画を策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により提案されたものであります。

その内容は、本市が過疎地域に指定されたことから、過疎地域の持続的発展のため、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4か年を計画期間とし、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成や再生可能エネルギーの利用の推進などの持続的発展のための基礎目標等について定めたもので、それぞれの事項に係る現況と課題、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画との整合等については、第7次上山市振興計画及び既存の個別計画等に基づいて定め

たものであります。

このほか、過疎地域内に企業を誘致、育成することによる所得水準の向上と、雇用機会の拡大や過疎地域内の産業の振興を図るため、税制上の優遇措置について定めたもので、さらにその内容については、パブリックコメント、山形県との協議を経て定めたものとの説明であります。

委員会では、今後新たな事業等について、事業計画に定めることは可能なのかただしたところ、策定予定の第8次上山市振興計画等によって必要な場合は変更する考えであるとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号上山市蔵王坊平総合交流促進施設、蔵王グリーングラウンド及び蔵王高原坊平クロスカントリーコースの指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、上山市蔵王坊平総合交流促進施設、蔵王グリーングラウンド及び蔵王高原坊平クロスカントリーコースの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案されたものであります。

その内容は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、上山市蔵王坊平総合交流促進施設、蔵王グリーングラウンド及び蔵王高原坊平クロスカントリーコースの指定管理者に蔵王ライザワールド株式会社を指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり、公募を行ったところ、2法人からの申請があり、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、これまでの運営実績とノウハウを生かし、安定した施設運営やスポーツ庁によるナショナルトレーニングセンター指定業務委託に

適正に対応が可能とのことから、指定管理者候補者として選定したとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号蔵王猿倉イベントパークの指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、蔵王猿倉イベントパークの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案されたものであります。

その内容は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、蔵王猿倉イベントパークの指定管理者に特定非営利活動法人蔵王鉱山の歴史を語り継ぐ会を指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり、公募を行ったところ、1法人からのみ申請があり、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、同法人はこれまでの経過から施設に縁が深く、施設周辺の環境の保全を図る活動をしている法人であり、熱意のある施設運営や、観光施設と連携した集客が見込めることから、指定管理者候補者として選定したとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第67号上山市体育文化センター、市民総合運動広場、南部体育館、市民多目的運動広場、市民テニスコート、中山体育館、中山運動広場、上山市生涯学習センター及び上山南部地区農業者等トレーニングセンターの指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、上山市体育文化センター、市民総合運動広場、南部体育館、市民多目的運動広場、市民テニスコート、中山体育館、中山運動広場、上山市生涯学習センター及び上山南部地区農業者等トレーニングセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の



規定により提案されたものであります。

その内容は、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までの５年間、上山市体育文化センター、市民総合運動広場、南部体育館、市民多目的運動広場、市民テニスコート、中山体育館、中山運動広場、上山市生涯学習センター及び上山南部地区農業者等トレーニングセンターの指定管理者に、シンコースポーツ株式会社を指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり、公募を行ったところ、２法人からの申請があり、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、全国での公共スポーツ施設の指定管理実績を生かし、利用者サービスの向上のため多彩な自主事業の実施や、トレーニングルームの時間延長などの新しい視点での事業の取組に期待できるとのことから、指定管理者候補者として、選定したとの説明であります。

委員会では、慎重に審査を行ったところでありますが、地元採用や労務管理に対する懸念が払拭できないとの意見や、企業の努力による指定管理料の縮減や、新たな自主事業の提案により、地域活性化が図られるとの意見が出され、起立採決の結果、賛成多数により本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。  
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

採決は区分して行います。

初めに、議第５７号議案、議第５８号議案、議第５９号議案、議第６１号議案、議第６２号議案及び議第６５号議案の計６件について採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案６件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、議第６６号議案について採決いたします。

総務文教常任委員長報告は原案可決ですが、総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、議第６７号議案について採決いたします。

総務文教常任委員長報告は、原案可決ですが、総務文教常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長澤長右衛門議長 起立多数。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
日程第９ 議第５６号 上山市印鑑
条例の一部を改正する条
例の制定について外３件

(産業厚生常任委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第9、議第56号から日程第12、議第64号までの計4件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義産業厚生常任委員長 登壇〕

○佐藤光義産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案4件について審査いたしました経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議第56号上山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、コンビニ交付の導入に伴い、マイナンバーカードを利用した印鑑登録証明の申請方法について、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、コンビニ交付で印鑑登録証明の取得が可能となることに伴い、マイナンバーカードを所有する利用者が本市の電子計算機と電気通信回線で接続された地方自治体及び民間事業者等が設置した端末機を操作することで、印鑑登録証明を申請し交付を受けることができるようにするための改正を行うもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号上山市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、職員の定年年齢の引上げに伴い、60年以後に退職した職員を定年までの間、短時間勤務の職として再任用することを可能とす

る定年前再任用短時間勤務制が導入されることから、再任用職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員に改めるもので、令和5年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号上山市総合子どもセンター「めんごりあ」の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、上山市総合子どもセンター「めんごりあ」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案されたものであります。

その内容は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、上山市総合子どもセンター「めんごりあ」の指定管理者に、東京ドームグループ株式会社東京ドームを指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり、公募を行ったところ、1団体からのみ申請があり、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、申請者が地域創生や地域と一体となった施設づくりを目指すことや、これまでの5年間で築いてきたノウハウを生かし、本市に合う事業を展開していく計画となっていることから、指定管理者候補者として選定したとの説明であります。

委員会では、指定管理料の縮減についてただしたところ、ニーズを考慮した事業見直しや、休業日を増やすなど、人件費の縮減を図り、指定管理料の削減にも取り組んでいるとの答弁を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第64号上山市立上山城の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、上山市立上山城の指定管理者を指定

するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案されたものであります。

その内容は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、上山市立上山城の指定管理者に公益財団法人上山城郷土資料館を指定するものであります。

なお、指定管理者の選定に当たり公募を行ったところ、1団体からのみ申請があり、上山市公の施設の指定管理者選定委員会において審査した結果、市のランドマークとして市民や観光客の来館者数を増やす取組や、観光客の満足度の向上、上山城や周辺地域での滞在時間を増やすための創意工夫が見られることから、指定管理者候補者として選定したとの説明であります。

委員会では、本事業者の積極的事業展開が高く評価されている一方で、業務体制等へ様々な意見があることを考慮し、附帯決議を行うことで本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案4件は、原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決

しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時45分 開 議

○長澤長右衛門議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま産業厚生常任委員長から議会案第3号議第64号議案「上山市立上山城の指定管理者の指定について」に対する附帯決議についてが提出されました。

お諮りいたします。

この際、議会案第3号を日程第13に先立ち日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よってこの際、議会案第3号を日程第13に先立ち日程に追加し、議題とすることに決しました。

**議会案第3号 議第64号議案 「
上山市立上山城の指定
管理者の指定につ
いて」に対する附帯
決議について**

○長澤長右衛門議長 議会案第3号議第64号議案「上山市立上山城の指定管理者の指定について」に対する附帯決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義産業厚生常任委員長 登壇〕

○佐藤光義産業厚生常任委員長 議会案第3号議第64号議案「上山市立上山城の指定管理者の指定について」に対する附帯決議について、決議案の全文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

上山市立上山城の指定管理者に指定された公益財団法人上山城郷土資料館は、令和5年3月31日までの今期の指定の期間中、事業の見直しや、職員の意識改革などに取り組み、また上山藩立藩400周年・築城40周年を記念して、これまでにないような関連事業を実施したことは、大いに評価されるべきものであります。

しかしながら、その業務体制等に様々な意見が示されていることも事実であり、引き続き上山城郷土資料館を上山城の指定管理者として指定するに当たり、次の事項について市の対応を強く求めるものです。

1、本市のシンボルの1つである上山城が観光・文化振興の拠点としての目的を十分達成できる業務体制を維持するよう事業者に強く求めること。

2、質の高いサービスを提供するため、中・長期的視野に立った人材確保・育成を行うよう事業者に強く求めること。

以上、決議する。

なお、ただいま読み上げました案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第3号議第64号議案「上山市立上山城の指定管理者の指定について」に対する附帯決議については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
**日程第13 議第54号 令和4年度上山市一般会計補正予算（第8号）外1件**  
(予算特別委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第13、議第54号及び日程第14、議第55号の計2件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子予算特別委員長 登壇〕

○中川とみ子予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案2件について審査いたしましたその結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと思います。

議第54号令和4年度上山市一般会計補正予

算（第8号）につきましては、老朽化した中学校のトイレ改修に要する経費など、早急に予算措置を必要とするものを中心に編成されたもので、歳入歳出それぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ194億2,900万円とするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第55号令和4年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、職員の人事異動に伴い、収益的収入は増額せずに、収益的支出について議決を経なければ流用できない経費である職員給与費の額を3,978万3,000円とするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。  
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案2件は原案可決ですが、予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。  
よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
**日程第15 請願第1号の継続審査
の申し出について外2**

件

（閉会中継続審査申出）

○長澤長右衛門議長 日程第15、請願第1号の継続審査の申し出についてから日程第17、請願第4号の継続審査の申し出についてまでの計3件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました請願3件は、所管常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり継続審査の申出があります。

よって、お諮りいたします。

所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。
よって、所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~

**日程第18 議第68号 上山市一  
般職の職員の給与に関  
する条例の一部を改正  
する条例の制定につい  
て  
(追加議案)**

○長澤長右衛門議長 日程第18、議第68号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました

議案について御説明申し上げます。

議第68号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、山形県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数の改定を行うため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、庶務課副主幹から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 庶務課副主幹。

〔菊地智博庶務課副主幹 登壇〕

○菊地智博庶務課副主幹 命によりまして、議第68号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

このたびの改正は、山形県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数の改定を行うため提案するものであります。

令和4年10月6日に出されました山形県人事委員会の勧告では、県内の民間企業と県職員とを比較し、民間給与を1人当たり平均732円下回っていたことから、給料表を人事院が勧告した俸給表に準じた上で、管理職層が在職する6級以上を除き改定するとともに、特別給の支給月数についても0.10月分下回っていたことから、4.25月から4.35月に0.10月分引き上げ、当該引上げ分を勤勉手当に配分する勧告が出されたものであります。

初めに、第1条の改正内容について御説明申し上げます。

第1条は、令和4年12月における勤勉手当の支給月数及び給料表を改正するものであります。

改正後、改正前の表を御覧ください。

第17条の3第2項第1号につきましては、職員の勤勉手当についてであります。6月、12月ともに100分の90としているものを、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の100に改め、12月の支給月数を0.10月分引き上げ、この結果、年間支給月数を100分の180から100分の190とするものであります。

2ページを御覧ください。

第2号は、再任用職員の勤勉手当についてであります。6月、12月ともに100分の42.5としているものを、6月に支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5に改め、12月の支給月数を0.05月分引き上げ、この結果年間支給月数を100分の85から100分の90とするものであります。

次に、別表第1で定める行政職給料表の改正であります。2ページから5ページは改正後、6ページから9ページは改正前となり、県人事委員会勧告に基づき、給料月額を改めるものであります。

このたびの改定は、管理職が在職する6級を除き給料表の水準を引き上げるものでございますが、初任給を4,000円から3,000円、若年層については2,000円程度、管理職層が在職する6級を除くそのほかについては2000円から100円を引き上げるものであります。

一例を申し上げますと、大学新卒の場合、1級25号級に格付されますが、改正前の18万5,100円から、改正後の18万8,100円に、3,000円の増額改定となるものであ

ります。

なお、給料月額平均改定額は約822円で、平均引上げ幅は0.27%となります。

次に、第2条の改正内容について御説明申し上げますので、9ページを御覧ください。

第2条では、令和5年度以降における勤勉手当について、第1条で引き上げた勤勉手当の支給月数を6月と12月で平準化するものであります。

10ページを御覧ください。

第17条の3第2項第1号につきましては、職員の勤勉手当についてであります。6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の100とあるものを、6月、12月ともに100分の95に改めるものであります。

第2号は、再任用職員の勤勉手当についてであります。6月に支給する場合においては100分の42.5、12月に支給する場合においては100分の47.5とあるものを、6月、12月ともに100分の45に改めるものであります。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則第1項につきましては、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することを規定するものであります。

ただし、第2条については令和5年4月1日から施行とするものであります。

第2項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定により支払われる給与の内払いとすることを定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 3番佐藤光義議員。

○3番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第68号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま3番佐藤光義議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第68号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今回の改定によって、正職員及び再任用職員の給与が少し上がるということになると思いますが、非常に多く働いている会計年度任用職員については全く恩恵がないということになると思いますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○長澤長右衛門議長 庶務課副主幹。

○菊地智博庶務課副主幹 会計年度任用職員につきましては、再任用職員の期末手当と同じような形で運用させていただいております。

今回の人勧に関することで申し上げますと、再任用職員の勤勉手当ということになりますので、会計年度任用職員の手当の増額のほうは考

えておりません。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 要するに本市の会計年度任用職員は、フルタイムではなくてパートタイムだということを根拠に、今回上げる必要はないということの結論ですか。

○長澤長右衛門議長 庶務課副主幹。

○菊地智博庶務課副主幹 フルタイム、パートタイム関係なく再任用職員につきましては、職員とは別に定めておりますので、そういった意味でパートかフルかで分けているわけではございません。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 委員会等で質疑をさせていただきます。

○長澤長右衛門議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第68号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第19 議第69号 上山市特別職に属する者の給与

に関する条例の一部を
改正する条例の制定に
ついて

(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第19、議第69号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第69号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。山形県特別職の職員の給与改定に準じ、必要な改正を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、庶務課副主幹から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 庶務課副主幹。

〔菊地智博庶務課副主幹 登壇〕

○菊地智博庶務課副主幹 命によりまして、議第69号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

追加議案書の11ページをお開き願います。

このたびの改正は、山形県特別職の職員の給与改定に準じ、必要な改正を行うため提案するものであります。

内容につきましては、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を山形県の特別職の支給月数と同様に0.05月分引き上げるものであります。

初めに、第1条の改正内容について御説明申し上げます。

第1条は令和4年12月における期末手当の支給月数を改正するものであります。

改正後、改正前の表を御覧ください。

第4条であります。常勤の特別職である市長、副市長及び教育長の給与の支給については、一般職の給与条例の規定の例によるものと定めているもので、期末手当の支給月数については、一般職の給与条例第16条第2項で定めている支給月数を読み替える規定となっており、100分の122.5とあるのは、100分の160としているものを100分の122.5とあるのは、6月に支給する場合においては100分の160と、12月に支給する場合においては100分の165に改めるものであります。

次に、第7条であります。市議会議員の期末手当について定めているものであります。

12ページを御覧ください。

100分の122.5とあるのは、100分の160としているものを100分の122.5とあるのは、6月に支給する場合においては100分の160と、12月に支給する場合においては100分の165に改めるもので、これらの改正により令和4年度の年間支給月数を0.05月分引き上げ、100分の320から100分の325とするものであります。

次に、第2条の改正内容について御説明申し上げます。

第2条では、令和5年度以降における期末手当について、第1条で引き上げた期末手当の支給月数を6月と12月で平準化するものであります。

第4条であります。市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、100分の

122.5とあるのは、6月に支給する場合においては100分の160と、12月に支給する場合においては100分の165としているものを100分の122.5とあるのは、100分の162.5に改めるものであります。

また、第7条につきましては、同様に市議会議員の期末手当の支給月数について、6月と12月で平準化する改正となっております。

最後に附則について御説明申し上げます。

附則第1項につきましては、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することを規定するものであります。

ただし、第2条の規定については、令和5年4月1日から施行とするものであります。

第2項につきましては、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定により支払われる期末手当の内払いとすることを定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 3番佐藤光義議員。

○3番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第69号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま3番佐藤光義議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第69号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第69号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

**日程第20 議第70号 上山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について**  
(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第20、議第70号上山市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第70号上山市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機を介した住民票の写しなどの交付に係る手数料の額を引き下げるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、市民生活課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 市民生活課長。

〔佐藤 毅市民生活課長 登壇〕

○佐藤 毅市民生活課長 命によりまして、議第70号上山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、追加議案書の14ページをお開き願います。

このたびの改正につきましては、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機を介した住民票の写しなどの交付に係る手数料を引き下げるために、必要な改正を行うものであります。

続きまして、改正内容につきまして御説明申し上げますので、別途添付しております議第70号議案資料を御覧願います。

このたびの改正の目的につきましては、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を介して、各種証明書を交付する場合、当該交付に係る手数料を引き下げ、コンビニ交付の利用を促進するとともに、マイナンバーカードの利用促進を図ることを目的とするものであります。

改正の内容につきましては、コンビニ交付を

行う証明書等に係る交付手数料について、窓口交付における交付手数料の額から、それぞれ200円を減額した額とし、表にお示ししましたとおり戸籍証明書は250円、戸籍の附票、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書及び所得証明書は200円とするものであります。

それでは、条例の改正について御説明申し上げますので、追加議案書にお戻りいただきまして、14ページをお開き願います。

このたびの改正につきましては、別表（第2条関係）の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するものであります。

初めに、第1項の戸籍の謄本もしくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面につきましては、金額の欄に括弧書きにより多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された地方自治体及び民間事業者等が設置する端末機で必要な操作を行うことにより証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては250円、の記載を加えるものであります。

次に、第8項戸籍の附票または除かれた戸籍の附票に関する写しにつきましては、金額の欄に括弧書きにより、多機能端末機により交付する場合にあっては200円、の記載を加えるものであります。

以下、第9項住民票に関する証明、第12項印鑑登録に関する証明、15ページをお開きください。

第23項課税に関する証明、第24項所得に関する証明につきましても、それぞれの金額の欄に同様に括弧書きにより、多機能端末機により交付する場合にあっては200円、の記載を加えるものであります。

これによりまして、住民票の写しなどの証明書をコンビニ交付により取得する場合の交付手数料を市民生活課窓口での交付手数料より200円引き下げるものであります。

最後に、16ページの附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○長澤長右衛門議長 10番中川とみ子議員。

○10番 中川とみ子議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第70号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま10番中川とみ子議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第70号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 本議案に関しては、市民の利便性向上に資するものであると考えます。

つきまして、2点に関して質問がございます。

まず初めに、今まで庁舎内で証明書、各種証明書を発行したと思いますが、コンビニでの端末での発行が可能になるということで、庁舎の発行とコンビニにおける発行、現時点でどのような割合になると推測されておられるのかがまず1点。

もう1点は、手数料収入、コンビニで発行した場合、減額になるということですが、手数料収入における今後どのような予測を立てておられるのか、以上2点についてお示しいただきたいと思います。

○長澤長右衛門議長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 まず、利用の見込みでございますけれども、先行している自治体の状況などを見ますと、初年度は1から2%程度のところからの利用開始というふうな状況でございます。ただ、2年、3年目となるにつれ利用は倍倍というふうが増えていく自治体が多いということでございます。

利用料金につきましては、そのパーセントに応じて手数料収入は減額が見込まれるところでございますけれども、このたびそのコンビニ交付について差額を引き下げることによりまして、利用の後押しを図りたいというふうに思っております。初年度の分はなかなか先進事例の数も少ないものですから、何%程度というところは一概には言えませんが、ほかの自治体が初年度一、二%というようなところもございますので、それよりは利用は伸びていくのではないかなというふうに考えております。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今の川崎議員の質問を踏まえて、私もちょっと心配していることがあるんですが、例えば窓口に来て、どれを取

ったらいいか分からなくて、職員に相談しながら、例えば謄本や抄本、あるいは税務関係だとか課税証明書とか、こういうやり取りがコンビニではできないと思うんです。最近日本人だけじゃなくて外国の籍の方なんかもコンビニで働いていたりして、間違ってもし証明書を取ってしまったら、それはもう本人の責任でこれ捨てるしかないと思うんですけれども、そういったコンビニに対する、スタッフに対する研修とございますか、そういったことなどはどのように考えておられますか。

○長澤長右衛門議長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 コンビニ交付自体の仕組みにつきましては、全国的展開をしている仕組みでございますので、多機能端末機を設置しているコンビニの店舗においても、十分情報は入っているものというふうに思われます。

私どもといたしましては、まずは市民の方に周知をするとともに、市内のほうに8店舗ほどコンビニがあるということでございますので、そういった周知広報の中でコンビニのほうにもまずは周知を図っていきたいというふうに考えております。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 これは、24時間、真夜中でもということでしょうか、そこをまず最初に確認します。何時から何時まで交付できるのか。

○長澤長右衛門議長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 コンビニ交付の可能な利用時間でございますけれども、午前6時半から午後1時までというふうになっております。

ただし、年末の12月29日から1月3日までの期間、こちらはコンビニ交付の利用が全く

できない期間ということになります。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 分かりました。時間帯も一定の制限はあるということですが、店員さんと市民がトラブルになって、がちゃがちゃとなってもちょっと困りものだと思いますので、恐らくコンビニの人はもうそれ以上面倒くさくて分からないから、どうぞ市役所行ってくださいということに最終的になるんだと思いますけれども、スムーズな運営になるようにぜひ御配慮をお願いしたいと思います。

○長澤長右衛門議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第70号上山市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第21 議第71号 令和4年度上山市一般会計補正予算（第9号）
(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第21、議第71号令和4年度上山市一般会計補正予算（第9号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第71号令和4年度上山市一般会計補正予算（第9号）についてであります。今回の補正予算は、山形県人事委員会の勧告等に伴い、職員人件費等を増額するほか、国の制度による出産・子育て応援給付金等を計上するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、予算の総額を194億7,900万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第71号令和4年度上山市一般会計補正予算（第9号）について、御説明を申し上げます。

追加議案書の17ページをお開き願います。

令和4年度上山市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億7,900万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正の説明でご

ざいますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書から御説明申し上げます。

41ページをお開き願います。

最初に特別職について御説明申し上げます。

左端の欄を御覧ください。

補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行を御覧ください。

長等では、給与費で15万2,000円、共済費で1万1,000円、合計では16万3,000円の増であります。期末手当支給月数改正によるものであります。

議員では、給与費で38万5,000円の増であります。期末手当支給月数改正によるものであります。

次のページ、42、43ページをお開き願います。

一般職について御説明申し上げます。

最上段の表であります(1)の総括を御覧ください。

左から職員数、給与費、共済費及び合計であり、備考には退職手当組合負担金について記載しております。

それぞれ補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行を御覧ください。

山形県人事委員会の勧告により給与費では、1,367万5,000円の増、共済費では217万5,000円の増で、合計では1,585万円の増額となり、これに退職手当組合負担金50万7,000円の増と合わせますと、一般職の職員人件費は1,635万7,000円の増額となるものであります。

そのほかの記載につきましては御参照願いま

す。

以上が、給与費明細書の説明であります。これから御説明申し上げます事項別明細書での職員人件費について、給与費明細書の説明と重複する部分の説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、27ページ、28ページをお開き願います。

最初に、1款議会費1項1目議会費は58万3,000円を追加し、補正後の額を1億5,861万8,000円とするものであります。議員報酬等及び職員人件費の増によるものであります。

2款総務費につきましては、全て職員人件費等の増によるものでありますので、一括説明とし、補正後の額につきましては省略させていただきます。

1項1目一般管理費は323万8,000円の増であります。特別職給与等及び職員人件費の増によるものであります。

9目交通安全対策費は10万1,000円の増、2項1目税務総務費は93万6,000円の増、3項1目戸籍住民基本台帳費は27万5,000円の増。

次のページ、29、30ページをお開き願います。

4項1目選挙管理委員会費は4万4,000円の増。

5項1目統計調査総務費は8万5,000円の増。

6項1目監査委員費は9万7,000円の増であります。

3款民生費につきましては、全て職員人件費の増によるものでありますので、一括説明とし、

補正後の額につきましては省略させていただきます。

1 項 1 目社会福祉総務費は4 0 万 1, 0 0 0 円の増。

3 目高齢者福祉費は1 3 万 5, 0 0 0 円の増。

4 目国民年金費は1 4 万 1, 0 0 0 円の増。

次のページ、3 1、3 2 ページをお開き願います。

2 項 1 目児童福祉総務費は2 1 5 万 2, 0 0 0 円の増。

3 項 1 目生活保護総務費は1 4 万円の増であります。

4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費は2, 2 8 4 万 7, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を2 億 6, 3 2 5 万 5, 0 0 0 円とするものでありますが、保健対策推進事業費では、人件費を増額し、出産・子育て応援給付金事業費では、国の出産・子育て応援給付金事業により、妊娠や出産を届け出た妊産婦等に対し、出産育児関連用品購入等の経済的な支援として、妊婦 1 人当たり 5 万円、新生児 1 人当たり 5 万円を支給するものであります。

対象者は、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの新生児約 1 3 0 人及び妊娠等の届出者約 7 0 人であり、今後令和 5 年 1 月に対象者に対して申請書等を送付し、2 月以降順次支給する予定であります。

そのほか、職員人件費を増額するものであります。

6 款農林水産業費 1 項 1 目農業委員会費は1 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を4, 0 2 0 万 9, 0 0 0 円とするものでありますが、農業者年金事業費に係る人件費の増及び職員人件費の増によるものであります。

次のページ、3 3、3 4 ページをお開き願

います。

2 目農業総務費は4 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を1 億 3 7 4 万 2, 0 0 0 円とするものでありますが、職員人件費の増によるものであります。

3 目農業振興費は1, 1 1 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を1 億 6, 7 4 0 万 4, 0 0 0 円とするものでありますが、ブランド化推進事業費で、国の産地生産基盤パワーアップ支援事業を活用し、サクランボ、ブドウなどの雨よけ資材等の整備を行う事業者に対し、補助率国 2 分の 1 の補助金を措置するものであります。

4 目畜産業費は4 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を3, 2 4 6 万 4, 0 0 0 円とするものでありますが、職員人件費の増によるものであります。

2 項 1 目林業総務費は5 万円を追加し、補正後の額を1, 4 0 2 万 2, 0 0 0 円とするものでありますが、職員人件費の増によるものであります。

7 款商工費 1 項 1 目商工総務費は8 7 万 6, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を1 億 4 8 5 万円とするものでありますが、職員人件費の増によるものであります。

8 款土木費につきましては、全て職員人件費の増によるものでありますので、一括説明とし、補正後の額につきましては省略させていただきます。

1 項 1 目土木総務費は1 0 万 3, 0 0 0 円の増。

次のページ、3 5、3 6 ページをお開き願います。

2 項 1 目道路橋梁総務費は3 2 万 4, 0 0 0 円の増。

4項1目都市計画総務費は49万9,000円の増。

2目公園費は9万8,000円の増。

5項1目住宅管理費は14万9,000円の増であります。

9款消防費1項1日常備消防費は307万5,000円を追加し、補正後の額を3億7,706万1,000円とするものでありますが、職員人件費の増によるものであります。

10款教育費につきましては、全て職員人件費等の増によるものでありますので、一括説明とし、補正後の額につきましては省略させていただきます。

1項1目教育委員会費は64万4,000円の増であります。教育長給与等及び職員人件費の増によるものであります。

次のページ、37、38ページをお開き願います。

2項1目学校管理費は24万5,000円の増。

3項1目学校管理費は10万8,000円の増。

4項1目学校給食費は10万4,000円の増。

5項1目社会教育総務費は51万3,000円の増。

次のページ、39、40ページをお開き願います。

6項1目保健体育総務費は22万3,000円の増であります。

以上で、歳出の説明を終わります。歳入の説明を申し上げます。

前に戻しまして、25ページ、26ページをお開き願います。

16款県支出金2項3目衛生費県補助金は1,

912万5,000円を追加し、補正後の額を3,312万2,000円とするものであります。妊産婦等への支援に対する出産・子育て応援給付金を計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金は1,114万5,000円を追加し、補正後の額を1億8,699万8,000円とするものであります。生産施設整備に対する産地生産基盤パワーアップ事業費補助金を増額計上するものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は1,973万円を追加し、補正後の額を13億5,804万8,000円とするものであります。財政調整基金取りくずしを増額計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 12番枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第71号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま12番枝松直樹議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第71号議案については委員会の

付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑発言を許します。守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 32ページ目の出産・子育て応援給付金事業費についてであります。

対象が既に生まれた130人とプラス現在妊娠中の70名ということで予算化されていますけれども、今妊娠中の70名の方は、生まれた段階で親と子どもの5万円ずつ、10万円支給になるというこういう理解でよろしいのでしょうか。

○長澤長右衛門議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 この事業は令和4年4月以降に出産された方の子どもさんに対して給付にする事業でありまして、もう既に生まれている方については1月以降申請を受け付けいたしまして、妊婦対象者5万円、子ども1人5万円、合わせて10万円を一括で支給する予定です。

2月以降ですけれども、これまで出産届で母子健康手帳を交付を受けた方については、同時に妊婦へ対して5万円ということで支給する予定で、出産を待たずに支給することを想定しております。

○長澤長右衛門議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第71号令和4年度上山市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

閉 会

○長澤長右衛門議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第528回定例会を閉会いたします。

午前11時42分 閉 会

議 長 長澤 長右衛門

會議録署名議員 高 橋 義 明

同 上 佐 藤 光 義

同 上 神 保 光 一

